

元の征東行省に就きて

鴻

淵

元の高麗に置ける征東行省（詳しくは征東等處行中書省）が、遼陽に置かれし東京行省（又は遼陽行省）の満洲方面經略に大關係有りしと相並んで、元の高麗及び日本經略に大關係有りし事は言を俟たざる所なり。然るに此征東行省に關して文献の記載甚だ完からず、其如何なる組織のものなりしかは固より、其廢立の年次さへも明かならざるが如し。故に今茲に其全部に及ぶ事能はざるもの、専ら廢立の年次に就いて、些さか考究し、以て從來完からざる征東行省の存在を明かにするの一助となさんとす。但し此問題に關する文献格別多からず、又寡聞の致す所特殊の史料も探るを得ず、且又極めて蒼卒の間に稿を起したれば甚だ杜撰にして、推敲完からざるも、些さかなりとも之が研究の一助にもならばと考へ、尙鎌倉時代に關聯の事件として、愚稿をも省みず、肯て記して諸彦の叱正を仰ぐ事とせり。

二

元の征東行省の文献に見ゆる年次の最も早きものは、東史綱目(十二下)高麗元宗十五年正月の條にして、

元以合浦縣爲東征行省。遣使督造戰艦

省舊地在今昌原府西二十八里

と記せり。此の元宗十五年は、元世祖至元十一年、日本の文永十一年にて、所謂文永の役の有りし年に當る。然し不思議にも此の事は、元史には勿論、東史綱目の原本と思はるゝ高麗史、東國通鑑等に見ゆず、唯是等の書は戰艦建造の事を云ふのみにて一言も之に及ばず、故に或は誤りに非ずやと思はれざるに非るも、東國輿地勝覽三十二昌原都護府合浦縣の條に

高麗元宗十五年正月。元世祖欲征日本。以合浦縣爲征東行省。詔洪茶丘與金方慶等監造戰艦于合浦。

と記し居り、疑ふべからざるに似たり。恐らく東史綱目は此の輿地勝覽を採りて書けるものならんが、輿地勝覽は比較的信用し得らるるを以て、高麗史等に記載を缺くとも此記事は事實と斷定して可なるべし。(註¹) されば、是によれば、征東行省は明かに日本征伐の爲、日本に近くして軍備に便なる朝鮮南端の合浦に、元世祖初回の征伐の年を以て置かれし事を知るべし。合浦が元の日本征伐に關して、重要な土地なりし事は、諸書示す所によつて疑なき所にして、(註²) 從つて此地に征東行省を設けしと云ふも當然の事と云ふべし。尙又海東釋史續十一地理考十一高麗ニ域邑の條に、

と記せる註に、

謹案。合浦今併於昌原。元時寘征東省於此。

と云へるは、よしや其時日が至元十一年の事ならずとするも、合浦が重要の地にて此地に征東行省が置かれし事を明白に語るものと云ふべし。従つて既記の如く、獨り興地勝覽及び東史綱目にのみ有りて他に見られざる記事とは云へ、元宗十五年即ち至元十一年に、征東行省が合浦に設けられたりと云ふは、決して架空の事に非ずして、以後世祖時代の行省省治は此に在りと考ふるも亦故なきに非ざるなり。

然らば至元十一年正月始めて設置されたる元の征東行省は、其後如何なりしや、元史其他文献の記す所甚だ明瞭を缺けり。若し蒙古寇記（註³）に云ふ如く、「征東等處行中書省。以入寇我。命高麗主置之。典軍興之務。師還而罷。再將舉兵則復立。」ならば、至元十一年即ち文永十一年十月日本征伐の大失敗に終れる後に、直に廢されしものなるべきも、果してかくの如くなりしや甚だ疑はしく、却つて、其後度々の使者の渡來、高麗に於る戰船造修の事が諸書に見ゆる所を以てすれば、其機關として又仲介者として、征東行省が存置され之が大なる關係を有せりと看る事を得べし。又かの洪茶丘が至元十四年征東元帥となり、次いで至元十七年に征東行省右丞相となりし事、（註⁴）又同じ

至元十七年には高麗忠烈王が、開府儀同三司中書左丞相行中書省事に冊封せられ、(註⁵) 至元十八年三月には元より忠烈王に、駙馬國王宣命征東行中書省印(註⁶)を賜はりし事等を併せ考ふれば、確に此時迄征東行省は引續き存せりと考へて可なるべし。但し前述の如く蒙古寇記は、師還而罷。再將舉兵則復立。云々と記し居れば、忠烈王に關係の事件は新に征東行省が設立されし事に關聯せりと云へざるに非るも、蒙古寇記は何に基いてかゝる説を記せしか不明なる上に、事實諸書に廢立の記事見當らざるを以て、至元十一年の征伐は失敗せしも、再舉を謀りてそのままに存置され、至元十七、八年に及べりと考へて差支なかるべし。余は右の如く解して、征東行省は至元十一年の設立後尙八年間存續し、其間日本に關係の諸般の事務を擔當せるものと考へんとする。

然るに一方元史世祖本紀至元十七年の條を見るに、

二月辛丑。賜……征日本行省阿刺罕、范文虎等西錦衣銀鈔幣帛。各有差。

と記し、又至元十八年の條には、

六月壬午。日本行省臣遣使來言……

と云ひ、元史卷二〇八、日本列傳には、

至元十八年正月。命日本行省右丞相阿刺罕、右丞范文虎、及欣都、洪茶丘等率十萬人征日本。と記し居られる所よりすれば、疑もなく日本征伐の爲に、別に征日本行省が其頃設立されし事を知

るべし。固より此征日本行省の所在地は不明にて、(註⁷) 或は單に名辭上の事に過ぎず、他日日本を征服し終りし後に改めて日本に置かんとせしものなるやも知れざるなり。然し何れにせよ、征日本行省が、至元十七年の頃に設けられて、特に日本關係の事務を扱ふ事になりしものとすれば、先に日本征伐の爲に置かれし征東行省の職掌を犯す事となり、少くも日本關係の事に於ては二重の機關存せりと言はざるべからず。此事は甚だ重複に似たりと雖、銳意事に當れる元としては介意するに足らざる事にて、恐く二省併置の上東方の處置に力を専らにせるものと見るべし。然るに此兩行省は間もなく相繼いで廢止されたる如し。先づ元史世祖本紀至元十八年の條をみると、

十二月己亥。罷日本行中書省。

と記し、同じく至元十九年の條には、

正月丙寅。罷征東行中書省。

と記し、高麗史にも、忠烈王八年即ち至元十九年正月の條に、

是月。元罷征東行中書省。

と記し居れば、兩省が相繼いで廢止されし事は、疑の餘地なかるべし。但し征東行省の廢止に關して、元史及び高麗史等は共に前記の如く至元十九年正月となし居れるに反し、朝鮮史略卷五には忠烈王七年即ち至元十八年の條に之を繋けたり。至元十八年は我が弘安四年にて、所謂弘安の役の有

りし年に當るものなるが、朝鮮史略は、其日本征伐の失敗せし事を記せる直後に、

元乃罷征東行省

と記し、敗戦後直ちに罷めし如き事、正に前引の蒙古寇記に合する如し。之に就いては二者何れを取るべきや。尤も朝鮮史略の記事は、月日を記さざる故に、同年八月日本に大敗を蒙りし直後の事なりや、それとも相當に時日を経過せし後の事なりや明かならざるも、日本征伐の失敗の故を以て斷然之を廢止せる事は疑なし。思ふに此廢止の月日は、朝鮮史略の如く失敗直後の事と見るべきに非ずして、多少の時日を置ける至元十九年正月と見る方宜しかるべく、前年の失敗に省みて此年初頭に之を廢し以て對外態度を更新せんとしたるものなるべし。然らば征日本行省と征東行省とは、至元十八年末、至元十九年初と相繼いで廢止されたる譯にして、元と日本との關係は一時之を以て絶ゆたりと云ふべし。恐く元世祖は事志と違ひしを以て一旦行省を廢し、徐ろに後圖を策せしものならん。要之、征東行省は初め文永の役の行はれし至元十一年春設けられてより、弘安の役の行はれし年迄存して、其翌年初廢されしものと云ふべく、假りに之を第一期の征東行省となすべし。

註1、征東行省の高麗元宗十五年正月設立に就いては、伏敵編卷之二、五頁に記す所によれば明章演編圖書編にも同文を記して、即ち
居れる由なるも、余の檢する所圖書編の何れの個所に在りや見當らず、恐らく何等かの誤りに非ずやと考へらる。

註2、合浦に關する記事は諸書に見ゆるも、最もよく其重要性を記せるものは、元史世祖本紀至元二十二年十一月癸巳の條に

勅漕江淮米百萬石泛海貯於高麗之合浦。仍令東京及高麗各貯米十萬石備征日本。諸軍期於明年三月以次而發。八月會於合浦。と記さるものこれなり。但し之は實行されざりし如きも、日本及び支那との關係上、合浦が如何に重要な地位に在りしか。よく知る事を得べし。

註3、伏敵編卷之四、八十五頁所引による。原書中村鑑所編なるも未だ之を見ず。

註4、元史卷一五四洪茶丘傳。又元史本紀至元十七年八月戊戌の條に左の記事有り。「高麗王王暉來朝且言。將益兵三萬征日本。以范文虎忻都、洪茶丘爲中書右丞。李庭、張拔都爲參知政事。並行中書省事。」續資治通鑑は右の句に續けて「水軍萬戶都元帥張禧請行。即日拜行省平章政事。與〔范〕文虎〔李〕庭等率舟師泛海東征至日本。」と云へり。以て范文虎等の動靜をよく知るべし。之に對して元史卷一五三賈居貞傳によれば「至元十七年朝廷再征日本。造戰艦于江南。賈居貞極言民困如此必致亂。將入朝奏寵其事。未行以疾卒」とありて、其頃日本征伐を非とせる議論の有し事も知るべく、又以て元に於ける戰備の進行の度を推知すべし。

註5、元史本紀至元十七年十二月の條。高麗史世家忠烈王六年十二月の條。

註6、東國通鑑忠烈王七年の條。

註7、伏敵編卷四、八十五頁には征日本行省を江淮海口或は燕京に假設すとなせり。

III

さて元の征東行省は、前述の如く一旦廢されしが、至元二十年に至つて再び設立せられたり。此事は、元史世祖本紀至元二十年の條に、

五月甲子。立征東行中書省。以高麗國王與阿塔海共事。給高麗國征日本軍衣甲。

とあり、元史卷二〇八高麗傳にも、

「至元」二十年五月。立征東行中書省。以高麗國王與阿塔海共事。

元の征東行省に就きて

と有るを以て疑なからべし。但し元史世祖本紀及び元史卷一七三崔彧傳によれば、崔彧等は江南盜起りし故を以て日本征伐を姑く止めん事を奏せしも、世祖は從はざりしかば、其計劃は進捗せしものと云ふべく、從つて征東行省も設立されしと考へて可なり。然るに此に疑問となるは、元史卷九十一百官志によれば、

征東等處行中書省。至元二十年以征日本國。命高麗王置省典軍與之務。師還罷。
と有りて、征東行者が此年に初めて設けられし如く思はる事なり。然し之は勿論其創設を云ふに非ずして、單に二十年にも設けられし事を語るものと解せざれば他と抵觸し来るべし。又更に他の疑問は、行省再設が五月甲子と記さるるにも拘はらず、同じ元史本紀至元二十年正月の條には

乙丑予備征日本軍糧。令高麗國備二十萬石。以阿塔海依舊爲征東行中書省丞相。
と有り、又同年四月の條には、

癸卯授王聰（忠烈王）征東行中書省左丞相仍駙馬高麗國王。

庚戌發大都所造回々砲及其匠張林等付征東行省。

と記して行省の五月設立と矛盾する如き記事有り、尙又高麗史には、至元二十年に當る忠烈五九年の條に、

五月己卯。鄭仁卿等還自元言。帝寢東征之儀。王命罷修艦調兵等事。

と記しつつ、六月癸未の條には、

趙仁規還自元。帝冊王爲征東行中書省左丞相依前駙馬高麗國王。命與阿塔海共事。

と記し、甚だ相抵觸する如く思はるゝ記事を見る事なり。此點如何に解すべきや。本來ならば征東行省が存する後に於て行省左丞相に任せらるるが當然の事なるも、行省なくして任命されたりとすれば、それは單に名義上の官にて實役なきものと見るか、或は五月設置の方が誤りにて、實は其以前より置かれたりと見るべきか何れかに解すべし。而して此際余は行省設立を以て前の事と見るものにして、阿塔海の行省丞相となりしは恐く五月以後の誤りか、或は又、其時は行省存せずして單に行省丞相の官に補せられしものと解し、(註¹) 高麗王が行省左丞相となりしは四月に非ずして、高麗史に従つて六月と解し、行省そのものの設立は、元史本紀の記載に従つて五月の事と考へんとする。唯右の如く解する時抵觸する如く思はるは、回々砲及其匠に關係の記事が四月となさる事なるが、これは或は其月日の記載に誤謬あるか、若くはやがて設くべき行省の設置準備としてかゝる命令を出せしものと見るべきに非るかと思惟す。要するに元征東行省は至元二十年五月甲子の時再び世に現はるる事となり、元は第二回の活動に入らんとせしものと解せんとする。而して一方には之と共に征日本行省も再び設けられし如く、元史卷二〇八日本傳には、

〔至元〕二十年命阿塔海爲日本行省丞相。與徹里鉄木兒右丞、劉二拔都兒左丞。募兵造舟欲復征

日本。

と記し居れば、前回と同じく兩行省併置せるものとみるべし。但し此日本行省の設置の時日明からず、又阿塔海が任官の征東行省丞相との前後も不明、或は一方の誤りならんかと思はるれど明かならず。されど兩行省が非常に密接なる關係有りし事は疑なき所にて、元として周到なる準備を以て日本に臨みたりと云ふ事を得べし。

右に述べたる如くして征東行省は設置せられ、日本に對する主戰的態度が定りしが、實際に於て其計劃が遂行されしや否や甚だ疑はし。何となれば前に引用せる如く、高麗史によれば、同年五月己卯の條に世祖が東征を寢めたる事、及び王が修艦調兵を罷めし事を云へるを以て、若し之が事實ならば甲子の日より十六日目に既に東征の意思を放擲せるものとみるべく、従つて征東行省も果して完全に職能を盡し得たるや甚だ疑問とせざるべからず。且又至元二十二年には三度行省を設けたる如ければ、二十年設立の行省は殆んど何等の實務を執らざりし如くに解せらる。然し元史本紀至元二十一年十月甲戌の條に、詔諭行中書省。凡征日本船及長年篙手並官給鈔增價募之。とあるによれば、此行中書省が日本に關係せる征東行省ならば、至元二十一年末には尙其が存在せりと言ひ得べし。されど果して之が征東行省に關せりと言ひ得るやは俄かに定め難く、或は江淮等處の行省に關せしものにて征東行省と關係の記事ならざるやも知れず。此點些一か疑なき能はず、故に余は寧ろ

前述の諸事情よりして、二十年設立の行省は殆んど名義のみにて、何等實際的の事業をなす事なく間もなく廢止の厄に會へるに非るかと考ふるなり。否もし極言を許さるならば、行省再置の命出でしも事實再生するに至らず、終りしものなるやも知れざるが、今は元史本紀の文により、とに角此年に再置され、須臾にして廢止されたりと考へんとす。

右は云はゞ第二期の征東行省なるが、其後征東行省は如何なりしやと云ふに、至元二十二年に至つて三度設置せられたる如し。元史世祖本紀至元二十二年の條に

十月癸丑、立征東行省。以阿塔海爲左丞相。劉國傑陳巖並左丞。洪茶丘右丞。征日本。

と有り、更に同年十一月壬申及び癸巳の條には、元が高麗に令して兵艦を發し糧食を備へしめたる事を記せるによれば、必ずや元は此年に再々行省を設立し以て日本に當らんとせし事を知るべし。

元史卷二十九阿塔海傳には此時征東行省左丞相任命の事見ぬず、劉國傑は元史卷一六二の傳によれば、至元十九年征東行省左丞となり、二十二年には征東行省を罷むると共に他に轉せし如く記され、洪年任命の事卷一五四の傳にては、至元二十一年十一月征東行省右丞を授けらるゝも、何れも至元二十二茶丘は元史は見る所なし。恐くそのまゝ在官せしか或は本紀に記す如く、此時に任官する所ありて、日本討伐に當りしものなるべく、元世祖は前回の失敗に省みて周到に策をめぐらせしものならん。而して此時元が如何に軍備に熱中したりしかば、元史世祖本紀至元二十二年十一月癸巳の條に、

前引せる如く、

勅漕江淮米百萬石泛海貯於高麗之合浦。仍令東京及高麗各貯米十萬石備征日本。諸軍期於明年三月以次而發。八月會於合浦。……

と記さる事によりて知るべし。蓋し元は此時大規模の計劃をなせしものと解せらるゝが、これ亦實際に於て大功を收むる事なき中に、中止さるるに至れり。東征中止の事は、元史世祖本紀至元二十三年の條に左の如く記せるにより明かなり。

正月甲戌。帝以日本孤遠島夷。重困民力。罷征日本。

此世祖が日本征伐を中止したるは、尙書劉宣の上言による所大なるものにて、同人の傳(元史一六八)に明かに其事を記し、(註²) 又高麗史世家忠烈王十二年正月丙戌の條、及び東史綱目の同年の條の記事に(註³) よりてもよく知らるる所なり。右の如く二十二年計劃の日本征伐は翌年の初に至つて中止されしが、これと共に征東行省は如何なりしや一考せざるべからず、本來ならば征日本の爲に置かれし征東行省なれば、日本征伐が中止されし以上は、蒙古寇記に述る如くんば、(註⁴) 行省亦廢絶に歸せりと考ふるを至當とすべし。されど此際に於いては、此考に反対する記事有りて、直ちに廢絶に歸せりと斷言するを得ず。先づ第一に、至元二十四年二月行中書省を行尙書省となせる結果、同年五月壬寅には(元史世祖本紀)

授高麗王暉行尙書省平章政事

と記し、又至元二十五年二月己卯の條には、

王暉復爲征東行尙書省左丞相

と云ひ、高麗史(註⁵) にては二月を四月とする事、其第二は、東國通鑑に至元二十六年四月以征東省都事安珦爲本國儒學提舉の記事ある事、更に尙書省を罷めて中書省となせし結果、行尙書省も復行中書省となりしを以て、元史世祖本紀至元二十八年の條に、

五月癸丑。征東行尙書省左丞相駒馬高麗國王暉爲征東行中書省左丞相。

と記し、同じ任命を高麗史世家は忠烈王十七年九月の事とする事、更に第三には、元史高麗傳によれば、至元三十年には、新に特進上柱國開府儀同三司征東行中書省左丞相駒馬高麗王眞の功臣號を與へし事等、連年の如くに行省左丞相と云へる如き官名を元より高麗に與へたるを見るべし。然も其上に高麗史世家忠烈王十八年(即ち至元二十九年)の條によれば、八月及び九月には世祖が日本征伐の事を臣下に問ひし事を見、(註⁶) 其翌年には元より使者を遣して造船軍餉を管督せしめたる事ありて、(註⁷) 元は絶にず日本征伐を企圖し居りし事を知り得べし。然らば是等の事情より推して、以後必しも征東行省が廢止に歸せりと考ふるに及ばざるべきが如し。此點如何に解して可なりや。之に對しては自ら二様の解釋有るべし。即ち其一は至元二十三年に征東の師を中止したるにせよ、

元の征東行省に就きて

至元二十三年それは單に征討そのものの中止にて、行省は尙廢止されずして存續せりと考ふる事、其二は併せて行省も廢止されしが、從來の關係上高麗王に行省丞相の官名を與へて以て其名譽心を満足せしめたりと考ふる事、これなり。蓋し本來支那に對する弱小國は支那より功臣號官位を賜はるを以て非常なる榮譽となせるものなれば、此點よりすれば、高麗も同様と考へらるる故、今は第二の考に從ふを可とすべき如し。況んや征東行省は大德三年に至つて再び設立されし所を以てすれば、世祖の崩御を俟たずして既に早く行省は廢止され居りしと考ふる事は正しく至當なる考なり。固より世祖は崩御に至る迄日本征伐を斷念せざりし如きも、之は行省の存在を見ずとも考へらるる事なれば、今は第一の考によらずして第二の考に從ふ事とすべし。思ふに元の征東行省は至元二十三年を以て三度廢止され、以後世祖一代行省は存せずして、日本との關係も自ら斷絶せるものと云ふべし。これ即ち余の所謂第三期の行省なり。要之、世祖時代に於る第二期第三期の征東行省は共に存立甚だ短く何等の効果をも收むる事なく経過せるものと云ふて可なり。

註1、元史卷一二九阿塔海傳には、「至元二十年遷征東行省丞相征日本……」とあり。若し之を世祖本紀と合致せしめんには此任命を同年正月の事と見るべきなれど、眞實正月に任命されしや否や疑はし。

註2、及再征日本〔劉〕宣又上言。其略曰近議復置征東行省。再興日本之師。此役不息安危繫焉。……之は諸書にも引用され、有名なる上奏の一となれる如し。

註3、高麗忠烈王十二月正月丙戌。元遣使詔大赦暨東征。

東史綱目忠烈王十二年正月。元詔寢東征之役。——元期以是年三月發各處兵。八月會於合浦。尙書劉宣上言。此役不息。安危所係。遂下詔罷征日本。

尙此項に關しては、大橋順周著元寇紀略卷下弘安九年の條參照すべし。

註4、前節引用の句參照。

註5、高麗史忠烈王世家十四年の條

註6、同 十八年八月丁未、九月壬午の條

註7、同 十九年八月、元使洪波豆兒に關する記事。

四

元世祖の對外經略中最も失敗なりしは、日本征伐ならんが、此征伐も遂に世祖の崩御と共に罷む事となれり。此事は諸書に記さるるも、其最も詳細なるは、高麗史世家忠烈王二十年正月癸酉の條にて、

世祖皇帝崩。……罷造戰艦。時王入朝欲陳東征不便。且以甲戌辛巳之役濱水材木斫伐殆盡造艦實難。冀緩其期。會帝晏駕。洪君祥白丞相完澤遂寢東征。

と記せり。尙此時の上奏に關しては、高麗史卷一〇七閔瀆傳にも記され、成宗即位の初に日本征伐を斷念したる事は明かなり。然るに元史成宗本紀大德三年五月庚子の條には、復立征東行中書省。以福建平海省平章政事闊里吉思爲平章政事。ごありて、此時に至つて日本との關係は一新さるるに至

元の征東行省に就きて

れる如し。此日本征伐が再び企てらるるに至りしは、成宗一代に於る著しき事件なるが、其企圖は既に大徳の初め頃より朝臣の間に起れる如し。元史卷二〇八日本傳によれば既に大徳二年に也速答兒は日本征伐遂行の上奏をなしたる事あり。此時成宗は聽かざりしも漸く征伐の企圖は表面的となり、遂に成宗も其勢に動かさるるに至れりと考へらる。况んや大徳三年三月には僧一寧（一山）をして詔を齎して日本に使せしめたるも、何等報いらるる所なきを以てすれば、次第に其方針を變じて征東の舉に移り行く事は無理からぬ事なるべし。従つて此に再々征東行省が設けらるるに至れりと考へらるる次第なるが、尙又他に見逃す事を得ざる理由有り。即ち元史高麗傳に見ゆる左の記事これなり。

〔大徳〕三年五月。哈散使高麗還言距不能服其衆。朝廷宣遣官理之。遂復立征東行省。……。

此文は、高麗忠烈王の專權、君臣の不和を記せし後に見ゆるものにて、（註¹）行省設立によつて君臣の間を圓滑ならしめん事を云へるものと思はる。茲に於て遂に大徳三年五月庚子に至つて、征東行省を四度立て、（註²）福建平海省平章政事たりし闕里吉思を征東行省平章政事とし、耶律楚材の孫耶律希逸を征東行省左丞として、新なる陣容を以て東方に臨む事となれり。但し闕里吉思等の任命の時に就いて、高麗史世家にては忠烈王二十五年即ち大徳三年の十月甲子の事とし、丙寅王親事于征東省、と記し、東史綱目、東國通鑑亦之と同じく、元史卷九一 百官志は大徳三年とのみ記して

月日を云はず、元史卷六三 地理志には、

大德三年立征東行省。未幾罷。至治元年復立。

と記して、此時に初めて行省を建てし如く云ひ居れり。此地理志に初設の如く記さるるは勿論採るに足らず、又兩志の月日を記さざるは不足の點なれど、是等を除いて考ふるに、元史側は五月とし朝鮮側は十月となせるに就いて、吾人は其何れに従ひて可なるべきや。之に關しては他に可否を判すべき記事なきを以て如何ともし難きも、恐く設立の命令の出しは五月にして實際に其仕事を始むるに至りしが十月と解すべきに非るかと考ふるものなり。尙此時征東行省は一に高麗行省とも呼ばれし如く、元史高麗傳には、命闕里吉思爲高麗行省平章政事、と記し居れり。但し之は便宜的の名稱にて、官名としての公稱には非るべし。

さて右に述る如くして、成宗は其初志を翻して臣下の勧請によりて、祖父の成業に倣つて此に征東行省を立てしが、此行省も前回と同じく何等實績の見るべきものなくして過ぎ、二年後には早くも罷むるに至れる如し。先づ元史高麗傳大德四年二月の條を見るに、闕里吉思が高麗王の專恣を報告せるものあり、翌三月にも高麗王を非難せる事有り、兩者の間柄の圓満に行かざりし事を推知すべく、從つて高麗に於る行省の運用そのものが圓滑ならず、不統一の點有りしは否む能はざる所なり。されば遂に翌大德五年の初に至り行省は廢絶に歸せる如し。今元史高麗傳によれば、

〔大德〕五年二月爲咗（忠烈王）罷行省官。有詔諭咗……

とありて高麗王の爲に行省官を罷免したる事を知るべく、更に高麗史世家忠烈王二十七年（大德五年）の條によれば、其翌三月に入つて、

元以行省平章闢里吉思不能和輯人民罷之。闢里吉思率官屬還。……

とし、（註3）五月甲辰に耶律希逸も亦歸國せし事を記せり。高麗史三月と云ふは闢里吉思が愈々引揚げし時を云ふものなるべく、成宗は行省の有名無實なるを以て斷然廢絶せしめたるものならんか。要之、右の記述にては大德三年に設けられし征東行省が大德五年に至つて廢せられし如く解せらるるものにして、新元史等亦是によれり、（註4）思ふに征東行省は、元にとりては日本征伐或は廣く東方經略の主要なる機關なれば、諸臣一致してこそ初めて成功を見るべきに、高麗王も闢里吉思も共に專權の點有りて和せず、甚だ好ましからざる状態に至りし如く、元史卷九一百官志、征東等處行中書省の條に、大德三年復立行省。以中國之法治之。既而王言其非便罷行省從其國俗。と云へるは、巧みに此間の事情を盡せりと云ふべし。而して一面よりみれば、此頃に至つては元も世祖時代の如く高麗を壓服し得ず、高麗も亦元の虛に乗ずる如き風有り、兩者完全に一致する事なかりしと云ふを得べし。

以上の如くして征東行省は前後三年にて罷まりし如きも、同じ五年四月、忠烈王與塔察兒王泰亨等鞠宋玢于行省。承帝命也とあり（東國通鑑）五月丙午には併省内外官……とし（高麗史）、翌大德六年の記

事に次の如きものありて、果して大徳五年に廢止されしものなりや否や亦疑はしきもの有り。即ち高麗史世家忠烈王二十八年（大徳六年）十二月の條に、

庚申朔。王如元。命齊安公淑○署○征○東○省○事○。

どあるものこれなり。又右の文の續きに、遼陽省が征東行省を合して一省として東京に移さん事を奏請せしに、高麗忠烈王は海外事有る時の不便を理由として之に反対したる事を記し居れり、（註5）是等は明かに大徳六年に尙行省の存在せしを語るものなれば、大徳五年に廢止せりと解すればそれと大に抵觸する次第なり。之に對し余は次の如く解せんとす。即ち大徳五年三月以後行省設置の記事は見當らざれば、前引用の文中に、罷之とか、未幾罷とか云へるものは行省そのものに非ずして、元より派遣せし官吏の罷免を云へるもの、元史高麗傳の、爲臣罷行省官とか、高麗史の、闕里吉思率官屬還とか云ふ事は、元より來れる官吏の引揚をのみ云ふものと解し、高麗王の爲には尙、行省を存置せしものとみるべきに非ずやとなすものこれなり。蓋し高麗としては對日本關係の重要ななる事は元の比に非れば、行省が存して、若し高麗に任さるるものならば、此上なき榮譽の事なれば、成宗も此點を察し之が懷柔の意味にて存置したるに非るか。さればこそ大徳六年の上奏となり、王は極力別置を主張し奏請したるものなれ。故に元史百官志及び地理志に大徳三年立つて直ちに罷むと云へるは、右の如く解して大徳五年に罷みしに非ずとなすべく、以後は高麗に委任されたる名實

共に高麗行省たる征東行省が、存置されたるものと云ふべし。かくて行省は、高麗史の記事（註6）よりすれば、以後大德年間を通じて存置され、後代に及べる如し。

註1、哈散の來往に就いて元史高麗傳は、五月の事とするも高麗史は之を十月の事となせり、今元史に従つて説を立てたり。
註2、東國通鑑忠烈王三十四年（大德二年）の條には、王の退位後忠宣王の立つや、二月には王始署征東省事。宰樞及行省左右司官史謁見。用元朝禮。とあり又同年八月には

行省外遣石抹也先帖木兒。如元質聖節とあり。これによれば、此年已に行省在る如きが如何なりや。他に記事なく疑はし。

註3、續資治通鑑大德五年正月の條に、闕里吉思が高麗を非難せる事情を記して、遂に引揚げし事に言及せり。これよりみれば正月に引揚げたりとも見得るが、如何なりや。

註4、新元史卷二四九、高麗傳、「大德」三年帝以闕里吉思爲征東行省平章政事、耶律希逸爲左丞。……五年復罷之。

註5、高麗史忠烈王世家二十八年（大德六年）十二月の條に在り。其翌年十一月辛酉、十二月庚戌等にも皆行省關係の記事有り。

（高麗史）

註6、高麗史、忠烈王世家三十年（大德八年）三月、同三十一年（大德九年）三月及び十一月、同三十三年（大德十一年）四月及び八月等に征東行省關係の記事有り。

五

成宗一代は右の如くして経過せしが、次の武宗に及んでも、征東行省は尙存續せる如し。然るに、元史本紀至大元年の條を見るに、

四月丙辰、高麗國王貶言。陛下令臣還國。復設官行。征東行省事。高麗歲數不登。百姓乏食。又數百人仰食其土。則民不勝其困。且非世祖舊制。帝曰先請立者以卿言。今請罷亦以卿言。其準世祖舊制速遣使往罷之。

どあるは、如何にも征東行省を罷めん事を請ひ、元も之を許せし如くに解せらるるが、果して然るや否や一考せざるべからず。文中に高麗國王眞言。陛下令臣還國。復設官行征東行省事。と云へるは、高麗史忠烈王世家によれば、忠烈王三十三年即ち元大德十一年四月の事にして、右の條には

是月元勅王還國。因署行省以鎮撫。

とあり、又同年五月壬申の條には、

元遣平章撒勒帖木兒、學士郭貫來鎮之。

とありて、成宗崩後間もなく武宗即位直前(成宗崩御は大德十一年正月にて、武宗即位は同年五月甲申なり)の事件なり。即ち忠烈王は

成宗崩後に於ても新に元室の命を以て征東行省の管理を委任さると共に、相當の元の官吏も高麗に赴ける如くに解せらる。是或は前引用文中に、又數百人仰食其土、となるものなるべく、果して數百人なりしや否やは疑はしこするも、特に元人の來りて高麗として負擔を増せるは明なる事實なるべし。蓋し高麗として行省を置いて、王が之を管理する事は非常なる名譽とは云へ、これが爲に種々の負擔を増し殊に經濟的に困苦するは素より望む所に非れば、高麗王としては之を避けんとするは眞に當然の事と云ふべく、其結果右の上奏をなしたるに非ずやと思はる。其世祖舊制云々は此際何を意味するや解し難きも、或は世祖の時は元より赴ける官吏には本國より食祿を送りし如き事を云ふものなるべきか。とに角高麗忠烈王の上奏當時は世祖時代と事情異なるべきものなれば、舊に返

さん事を欲して元に上奏するに至りしものと云ふべく、請罷亦以卿言、と云ふは必ずしも行省廢止を請へりと云ふに非ざるべし、此時行省廢止を請ふて、之を廢するに至りしに非る事は、高麗史忠宣王世家の條によれば、忠烈王薨去直前なる三十四年即ち至大元年五月戊寅の條に、忠宣王に關して、

元以定策功封瀋陽王。制曰。咨爾推忠揆義協謀佐運功臣開府儀同三司征東行中書省左丞相駙馬王璋。世祖外孫先朝貴婿。……(因みに定策功とは王が仁宗を佐けて内亂を鎮め武宗を迎立せしに與りしを云ふ)

とあり、次いで七月忠烈王薨後、十月辛亥の條には、

元遣使來詔曰。……特授征東行中書省右丞相高麗國王依前開府儀同三司太子太師上柱國駙馬

都尉瀋陽王。

と記し、同十一月壬申の條には、

王如元。命齊安大君淑權署征東省事。

とある事によつて明かなるべし。蓋し前二者の冊文の如きは單に儀禮上の事に過ぎずとするも、最後の權署征東省事は、全然行省無きに對して言へりとは考ふる事を得ず。此句は必ず行省の存在を前提とせしものと云はざるべからず。故に前記上奏は、決して行省の廢止に關しての事と云ふを得ざるべし。但し其頃の征東行省なるものは、設置當初の如く堂々たる組織體裁のものとは考へ得られざるも、尙相當の官衙を有せるものなりし事は後出の記事によつて想像し得べく、從つて此際

は行省そのものを廢止せんとせしに非ずして、元の官吏を引揚げしめ、再び高麗王の行省として、名譽を保存しつゝ、負擔を免れんとせしものにて、元の方にても、事實日本征伐てふ目的を既に失へる後の事なれば、其上請を納れて高麗王に委任するに寄かならざりしものと解し得べし。要之、至大元年に於ても征東行省の廢止されざりし事は疑なかるべく、更に之が存續せる事は、これより後の記事によりて明かなり。即ち次の至大二年即ち忠宣王元年に及んでは、元は其三月及び四月に使者を高麗に派して造船を督し、又七月には造船轉米を減じたる事見ゆるが、是等にも行省は關係せるものなるべく、更に同年九月に至つて、元は天下各行中書省を改めて行尚書省となせしが、此事は高麗史にも記さる所にて、忠宜王元年九月辛丑の條に其由を記し、忽都答兒等が來りて詔を頒てる事を云へり。かかる記事が高麗史に見ゆるは、即ち高麗に行中書省が存して、これ亦行尚書省と改稱されし事を語るに外ならざるなり。次いで至大四年正月には、仁宗の即位と共に、元は尚書省を罷め、次いで又行尚書省を改めて行中書省となしたるが、高麗史世家によれば、其年即ち忠宣王三年二月辛酉の條に、

元罷尙書省復爲中書省。改賜行中書省印。

と記し、官衙の實體を最もよく示す所の行省印を元より賜はれる事を云へり。これ等は何れも明かに至大年間征東行省の存せし事を語るものと云ふべし。

元の征東行省に就きて

かくの如く大徳より至大と引續き存續せる征東行省は其後如何になりしや、次に考へざるべからず。先づ皇慶元年に至つて廢止問題起れる如し。即ち高麗史世家忠宣王四年の條を見るに、

六月戊辰。元降制令高麗母置行省。初洪重喜訴于中書欲立行省。王以祖宗臣服之功奏之。故帝有是命。

九月癸丑。遣贊成事洪詵如元。謝不置行省。

とあるものこれなり。茲に洪重喜が置かん事を請へる行省、祖宗臣服の功を以て帝命によつて置かれざりし行省とは何を意味するものなりや。若し之が征東行省の事とすれば、前述の如く征東行省は明かに存せるものなれば、一旦廢止されし記事が見當らざる以上は非常なる矛盾と云はざるべからず。勿論元が征東行省を置かざりしもの、廢し居たりしものと考ふれば可なる如きも、然る時にも、其前に廢止の事を見ざるは不可思議なる上に、尙次に舉る所の記事とも抵觸し来るべし。即ち元史本紀皇慶二年四月丙子の條に、

高麗王辭位。以其子王燾爲征東行中書省左丞相上柱國封高麗王。
とあり、高麗史世家には忠宣王五年即ち皇慶二年三月甲寅の條に、
以長子江陵大君燾見于帝請傳位。帝乃策燾爲王。

とあるのみなれど、東國通鑑同年の條には、

王以長子江陵大君燾見于帝請傳位。帝冊爲金紫光祿大夫征東行中書省左丞相上柱國高麗國王。とある記載なり。但し若し此封冊を單に名義のみにして行省の實務に關せずとするも、同年九月戊申の條に、上護軍朴從龍を遣はして位を襲へるを謝せる表文中に、

臣性不啓明事業未通曉端。遇風雲之會幸自攀龍。遂分茅土之封。許令幹蠱玷左丞相之巍秩、兼東行省之重權。……

と云へるの一句は到底看過する事を得ざるべし。思ふに茲に東行省之重權と云ひ、左丞相之巍秩と云ふは、單に名義上の事とみるべく餘りに事重大なる感有り。然らば此時にも征東行省は依然として存せりと云はざるべからず。然らば前述せる皇慶元年六月戊辰の條の行省は、征東行省とは如何にしても解する事を得ざるに非すや。即ち洪重喜が征東行省を立てん事を請ひ、元が之を置く事なからしめたりと解しては、後年の事と明らかに抵觸すべし。勿論一旦廢したる記事が存すれば又格別なれど、かゝる事は寡聞の致す所見る事なければ其考に從ふ能はず。益々征東行省は至大年間より引續き存せりと云はざるべからず。况んや元史本紀延祐五年四月己亥の條には、

耽羅捕獵戶成金等爲寇。勅征東行省督兵捕之。

とあれば、これ亦其前後に廢止の事なき以上、益々征東行省の存續を確め得べし。これによつても前に疑問となせる行省は愈々征東行省に非る事は明かなるべし。然らば其行省とは何を指すやと云

ふに、之は後にも見ゆる事なるが、單なる支那本土の地方行省と同じきものと解せんとする。換言すれば高麗をして全く支那と同じからしめん爲に、同じ性質の行省を高麗の地に置かん事を謂ひしも、元室は高麗の特殊的地位を考慮して之を聽かざりしものと云ふべきなり。蓋し高麗は元に服屬せりとは云へ尙一國の面目を保つもの、支那本土と同様に扱はるるはよく忍び得ざる所なれば、元の仁宗も之を認め、其特殊性を重んじて洪重喜の訴を聽かざりしものなり。されば征東行省はそのまゝに存續し、爲に其年の九月に國王は使を遣はして其行省を置かざりし事を元に謝したる次第なるなり。要之、余の觀る所元の征東行省は至大年間以後皇慶延祐年間に及んでも、尙存せるものにして、元も亦之を置いて東方の鎮撫となすの利を覺りしものなるべく、元史英宗本紀に

延祐七年四月(仁宗崩後)。罷行中書省丞相。河南行省丞相也先鐵木兒。湖廣行省丞相朵兒只的斤。遼陽行省丞相。並降爲本省平章政事。惟征東行省丞相高麗王不降。

どありて、元が高麗王を其儘になせるも右の事情に本くものにて甚だ面白き記事と解せらる。

六

備、仁宗の時代は右に述る如き有様にて経過せしが、次の英宗の時代に入つては如何なりしやど云ふに、此時代甚だ多事なりし如し。先づ元史卷九一百官志七、征東等處行中書省の條をみると、至治元年復置以高麗王兼領丞相。得自奏選屬官。治瀋陽。統二府司五道。

とあり、又元史卷六三地理志六、征東行省の條にも至治元年復立とありて、至治元年に行省が新に置かれし如き事を言へり。然し此記事は元史の他の個所にも、又、高麗史其他の朝鮮側の文献にも見にざる所にして、果してかゝる事有りしや疑なき能はず。尙又前述せる如く、延祐年間迄は征東行省は明かに存する如ければ、其後間もなく新に行省設立の記載有るは甚だ解し難き次第なり恐らく此時「復置」と云へるは決して從來廢絶せるものを復興せしに非ずして、別義に解すべきに非るか。即ち右引用文の終りに、高麗王が、得自奏選屬官。治瀋陽。とあるに關聯し、一時省治が瀋陽に移りし如き事有るを以てかゝる記事となりしに非ずやと考へんとす。之に關しては、先づ征東行省は本來何所に置かれしやに就て考察せざるべからず。余は既に第一節に於て述べたる如く、世祖創設の時省治は合浦に在りたりとなすものなるが、以後之に關して明確なる記事なけれども、諸種の記載よりして恐く世祖一代は尙合浦に在りて、専ら日本經略を掌らしめたりと考ふるものなり。然れども成宗の時代に及んでも尙合浦に省治ありしやと云ふに、直ちにかく斷ずる事を得ず。何となれば既述の如く、大德三年の行省再設は、固より日本征伐の爲なりとは云へ、高麗王が其國人を服する事能はざりし爲に、其國をよく治せしめんとする意味による事が、より重大なる理由と思はるるを以て、それには前期の如く必しも日本征伐に便なる合浦に置くを必要とせず、寧ろ一國統治の爲には王京に置くを以て便とすと解し得ければなり。殊に大德五年闊里吉思等の官人が本國に引揚げて

よりは、高麗王の行省となりしなれば、殊更に不便なる邊地に置く事も如何かと思はるゝを以て、王京に在りしとする方宜しかるべき。故に前節に述し如く、大德六年末遼陽行省が、征東行省をも併せて一省となさん事を請ひし時に、忠烈王は之に反対し王京を中心としての距離を述べて、外海事有る時王京に居りても事の處置に困却するに、更に之が遠地の遼陽に遷る時は、重々の困難あるべき由を奏して、遂に其事を止めしめたる次第なり。されば大德以後、省治の王京に在る事明かなりと云ふべし。然るに今引用せる如く、至治元年に至つて行省設立され、然も省治が瀋陽に在りし事を云ふには、何等か理由ありや、又誤りなりや一考せざるべからず。勿論此記載を直ちに元史の誤りと解すれば問題なけれど、一應吟味する必要あり。此際之に就いて考ふべきは、高麗王が瀋陽王に冊せられし事、及びそれが爲に征東行省の省治が瀋陽に移りし事とも有るに非ずやと云ふ事なり。初め高麗忠烈王は大德十一年に瀋王(瀋陽王)に冊封せられしが、(註¹)武宗至大元年五月不豫なると共に、元は其子王諒即ち王璋を瀋陽王に進め、(註²)次いで七月忠烈王の薨するや、十月辛亥元は使を遣はして、王璋を冊して征東行中書省右丞相高麗國王依前開府儀同三司太子太師上柱國駙馬都尉瀋陽王となせり、(註³)後皇慶二年に至つて高麗王王璋即ち忠宣王は、其高麗王位を長子麟に譲り(忠肅王)且姪延安君嵩を世子とし、後延祐三年に至つて忠宣王は瀋王の位を王嵩に譲り、(註⁴)自らは支那に流浪して泰定二年に歿せる如し。尤も之に反して元史諸王表には王璋即ち忠宣王は延祐六年瀋王とな

り、王嵩は泰定三年に同じく藩王となりし如く記せるも、今高麗史忠宣王世家に従つて右の如く定めたり。かゝる次第なれば、延祐三年以後は高麗王の忠肅王王燾と藩王の王嵩とが並び存したる譯にして、初の如く高麗王が藩王を兼ねしものとは考ふる事を得ざるべし。而して今若し高麗王が藩王を兼ねるの故を以て行省が瀋陽に移されたりと假定するに、若し此考が許さるるならば、元史百官志の記事はさしたる矛盾なく解し得らるべきも、皇慶二年以前の兼職の時ならばいざ知らず、其年以後は二王並立せる以上、高麗王をさし措いて藩王の居地に、本來高麗王に屬せる行省を移せりとは、如何にするも考ふる事を得ざる次第なり。されば今問題となれる至治元年に於ても同様にして、且又至治元年行省復置の事は、元史百官志、地理志に見ゆる以外、他には見ゆざる事なれば、此年瀋陽に行省を移せるの故を以て行省復置とは云へざるものにして、初の假定は全然成立せざる次第なり。かゝる次第なれば至治元年或は其前後に於て、行省が瀋陽に治せりとは全然考ふる事を得ず。殊に遼陽には別に遼陽行省が存したりと思はるれば、遼東の地方に相接して二行省在るは不要の事なるべく、其他對外的事よりしても、要するに元史百官志等の記事は首肯しかねるものにして、何等かの誤傳か、或は編者の高麗王が藩王を兼ねたりと云ふ事に本く臆説に出づるものかにして、信用すべからずと云ふべし。然らば此時代に於ても、征東行省は瀋陽其他に移る事なく、依然として高麗王の下に高麗王京に在りしあみるを妥當とする。

然るに至治三年に至りて、茲に行省廢止論が出づる事となり、一時之が存廢は喧しき問題となれる如し。元史卷一七八王約傳によれば、

至治三年……朝廷議罷征東省立三韓省制式如他省。詔下中書雜議。「王」約對曰。高麗去京師四千里。地瘠民貧。夷俗雜尚非中原比。萬一梗化疲力治之。非幸事也。不如守祖宗舊制。丞相（拜住）稱善奏罷議不行。高麗人聞之。圖公像歸祠而事之。曰不絕國祀者王公也。

とあり。これ至治三年何月の事なりや右の文のみにては不明なるも、元室内部に於て行省廢止論の起りし事、及び王約が之に反対して存續すべく努力せし事を知り得べし。元史本紀及び高麗傳には共に記事なく、海東繹史一五卷には又右の文を引いて記し居れるが、これ亦月日の記載なし。されど王約の言に對し、丞相拜住が贊意を表したるを以てみれば、拜住が英宗と共に殺されしが同年八月の事なれば、此時より以前の事件なるは疑なき所なり。蓋し王約の意見としては高麗は元の範圖の中に在りと雖一種特別の地位に立てるものなれば、内地の他省と類を同うせず、祖宗即ち世祖以後維持し來れる制式によりて治むるを可とすべしと云へるもの、全く高麗の特殊性を認めての考によるものなるや疑なし。其點は前述の皇慶元年に於ける洪重喜の訴願に反対して省を置かず、舊來のまゝになせしものと相似たり。之は元史に見ゆ事件なるが、之と相似たる事は又高麗史にも見らる。即ち至治三年に當るべき忠肅王十年の條に、

正月王在元。柳清臣吳潛上書都省請立省比内地。不從。

と記し、東國通鑑同年の條には、

冬十一月。元議立行省于本國。尋罷之。初吳潛柳清臣謀立藩王嵩。會英宗崩。泰定帝登極。清臣等未遂其謀。上書請立行省罷國號比内地。帝然之。

として、其次に王觀が之を非として、高麗の崔誠之及び李齊賢と共に都堂に上書して反対したるを以て此識の罷みし事を云へり。東史綱目、朝鮮史略亦同様の事を記せり。是等朝鮮側の諸記事は何れも同一事實を云へるものと思はるが、高麗史が之を正月の項に繋けしに反し、東國通鑑東史綱目及び朝鮮史略等は何れも十一月の事となせり。恐らくかかる議論の出しは後者に従つて同年八月英宗崩後の事と見るべく、従つて諸書に十一月と云へるに従ふべきが如し。蓋し初め吳潛柳清臣等は國王廢立の考を有し、(註5)國王を新にして全く元の一部として高麗を治めんとする考の下に、かかる上書をなすに至りしものと解せらる。但し此に單に省と云ひ、或は行省と云へるは共に同じく、之は既に前節に述べたる如き支那内部の地方行省の義と解すべく、かゝるものを設けて以て全然高麗をして支那領化せしめんと謀りしに外ならず。僭茲に於て問題となるは、同じ至治三年中に於て征東行省廢止論が再度起りしや否やに在り。或はこれは同く事實が誤つて兩次の事として別個に記されしに非ずやと考へ得るも、其問題の時日に於て前後有り、内容に於ても全然同じと云ふを得ざれば、

元の征東行省に就きて

之は當然別事と解すべく、同年中に兩度迄存廢の議論が行はれたりと見て差支なかるべし。要するに至治三年に入つては、英宗崩御の後に於て各々征東行省を廢して、支那内地同様の單なる行省を設立せんとする議が出たるも、高麗の特殊性を認むる人、又高麗人にて高麗の地位、一國の體裁を重するの士は何れも其説に反対し、先には王約が高麗人より神祀され、後には高麗一代の賢人たる李濟賢等の反対にて事罷むに至りしに外ならず（註6）思ふに此前後二回の論議は、同じ論據の上に立つものにして、王約が上書して、祖宗の舊制に従ふに如かずとなせるものは、必ずや世祖以來の征東行省を設置して高麗を特別待遇せんとするに外ならず。従つて此時も尙本來の意味の征東行省¹¹よしなば世祖創建の如きものならずとするも¹²は存續したるものと云ふべく、而して此議論が出し爲に却つて高麗の特殊性が認められ、以後亦永く征東行省を存續したりと考へて可なり。尙此年征東行省が存し居たりし事は、高麗史忠肅王十年正月の條に、左の記事有るによりても證し得べし。即ち、

〔正月〕甲辰。濟州萬戶林淑檀自離任。囚于行省。宥復之任。
己酉。……榜行省門曰……

と云ふ如き記事これなり。是等は何れも行省の存在を認めて始めて解し得らるゝ記事なれば、王約等の説と併せ考ふれば、よく當時の狀況を推察し得べし。度々述ふる如く當時の征東行省が如何ばか

り行省としての機能職責を果せしやは疑問にて、當初の如き大規模のもの、元人の任に就けるものにては非りしにせよ、高麗王が首班としてとも角行省の印を預り、元の東方の鎮守として事に當りしは十分推測し得る所にして、這般の程度のものならば、元としても廢すべき特別の理由もなく、否祖宗の舊制として之を存續する方、高麗人を招撫するに好都合なるべく、高麗王等亦一種の矜持の念を懷き民に臨むにも便なりしと考へらるゝ次第なり。されば高麗史忠肅王十二年閏正月庚申の條に、

上王(忠宣王)以朝廷寢立省之議。遣人祭告高慶二陵。

と記し、翌十三年七月丁卯、立省議罷みしに就ての論功行賞有るを見るは、高麗としては當然の所行と云ふべし。かくてこれより後は、征東行省廢止論も別に出ざりし如く、永く存續して元末明初に及べる如く思惟せらる。今其存續を語るべき記事を擧るに左の如し。

○泰定帝泰定三年正月丙午朔(忠肅王十三年)。征東行省左丞相高麗國王王章遣使來賀。(元史本紀。
かかる正月來賀は此年に限らず例年の事なり。今其一例を擧ぐ。)

○文宗至順元年(忠肅王十七年忠惠王即位の年)

二月壬午朔。帝命……策王曰……特授開府儀同三司征東行中書省左丞相上柱國高麗國王。

遂遣客省副使七十堅來取國王印。(高麗史、忠惠王世家)

春二月。元冊世子禎爲王世子。卽位於燕邸。遙尊王爲太上王。(註曰)初世子入元。丞相燕帖木

元の征東行省に就きて

兒見之大悅。及請傳位世子。燕帖木兒因奏錫命。冊爲開府儀同三司征東行中書省左丞相上柱國高麗國王。遂遣客省副使七十堅來取國王印。(東史綱目。これ前者の詳記なり。何れも忠惠王にかかる記事なり。)

二月丁未。帝御奎章閣授王國印。王命政丞致仕金台鉉權征東行省事。(高麗史、忠惠王世家)

四月壬午朔。護軍趙得圭如元。白王曰上王囚權省金台鉉及尹碩元忠等以鄭方吉權行省事。(高麗史、忠惠王世家)閏七月戊子。郎將金天祐還自元言。朝廷據前征東行省左右司郎中蠻人蔣伯祥狀議於東國將置行省。……(王の抗辯を記して)……遂寢立省議。(高麗史。此事件は前の至治三年の件と同様のものなり、それは王の抗辯によりて明かにして、且其年の初めに行省の存せる事は疑なれば、高麗としては内地同様の行省設立に反対せるなり。東史綱日の記述簡にして要を得たり。)

○文宗至順三年(忠肅王後元年)

二月甲子。令蔣伯祥林仲流攝行征東省事。(高麗史、忠惠王世家)九月。征東省員外韓帖木兒不花、前贊成事金仁沈、前郎將盧英瑞如元請王襲位。(高麗史忠惠王世家の條に在れど忠肅王復位後の事件なり。征東省員外……は高麗人にて征東省の官人となれる者の例と云ふべく、又以て征東行省の實在を知るべし。)

十一月辛巳。慶華公主囚贊成事鄭天起于征東省。(高麗史、忠惠王世家)

十二月戊子。慶華公主命金之謙權征東省金資提調都僉議司事。(高麗史、忠惠王世家)

○順帝至元三年(忠肅王後六年)

五月戊午。征東省據世祖皇帝不改土風之詔。奏聞于帝請令百官騎馬。(高麗史、忠惠王世家)

同

元勅本國人不得藏軍器。除官員存留馬匹外盡行拘刷。百官皆不視事。征東省據世祖不改土風之詔奏于帝。帝從之。(朝鮮史略)

○順帝至正三年(忠肅王後四年)

八月庚子。李芸曹益清奇轍等在元。上書中書省極言王貪淫不道。請立省以安百姓。(高麗史忠肅王世家。立省云々は前例と同じく本國同様の行省設立を云ふ。王不道の故を以て立省の請願有りし事は前にも之を見たり。恐らく高麗を支那化せんとしたるものなるべきも、かくしたりとて人民安んずるや甚だ疑はし。直接行省の存在を示すものに非るも特に擧ぐ。)

十一月甲申。……(元使來)王率百官朝服郊迎聽詔于征東省。朶赤乃住等蹴王縛之。……朶赤等命龍普整治國事。德成府院君奇轍理問洪彬權征東省。(高麗史忠肅王世家。王が征東省に赴いて元使を迎へしと云へば、征東省衙の存在は疑ふ餘地なし。然も其行省が王京に在りし事も察せらるゝ所にして、往年合浦に置かれしとは全く異れり。大徳以後は前述する如く行省の所在は變更されて王京に置かれしものにて、殊に元人の引揚げし後、高麗に委任されし行省としては當然の事なり。尙此時の事件に關し又この時行省の存せし事は、益齋集拾遺及び東文選第三輯六十二卷に李齊賢の上征東省書あり。又高麗史卷一一〇同人傳の事にも記され、高麗國耆老衆官。謹齋沐上書于征東省諸相國執事。朝廷使臣朶赤等。欽奉郊天大赦德音。前來王京。我寶塔實憐王(忠惠王)引僚吏備儀仗。出迎城外。入于本省。聽詔。訖使臣等就執王上馬廻去。云々の文を記せる事によつて一層よく知らるべく、決して疑なき事實なり。)

○順帝至正四年(忠惠王後五年忠穆王即位の年)

三月壬寅。特授八禿麻朶兒只征東行省左丞相嗣高麗國王。(元史本紀)

元の征東行省に就きて

四月丙戌。元遣桑哥來頒詔曰。……乃命其子八禿麻朵兒只仍襲征東行省左丞相高麗國王。……
(高麗史、忠穆王世家。前項と同件なり。三月使國を出でゝ四月高麗に來れるものならんか。)

五月甲午。元遣李麻秦瑾來冊王曰。……特授開府儀同三司征東行中書省左丞相上柱國嗣封高麗
國王。(高麗史、忠穆王世家)

○順帝至正五年(忠穆王元年)

正月丙戌。王率百官賀正于行省。(高麗史、以下凡て高麗史に出づ)

○順帝至正六年(忠穆王二年)

閏十月戊戌。元遣直省舍人金巖來頒詔。王出迎于行省。

○順帝至正八年(忠穆王四年)

八月壬申。下獻納元松壽郭忠秀于行省鞠之。

十二月。忠穆王薨。德寧公主命德成府院君奇轍政丞王煦攝行征東省事。(忠定王世家)

○順帝至正十一年(忠定王三年、恭愍王卽位の年)

十月。王遜于江華德興君塔思帖木兒奔于元。王(恭愍王)命前判三司事李齊賢攝政丞權斷征東省
事。

十一月乙亥。李齊賢下理問裴栓及朴守明于行省獄。……(二項共に恭愍王世家以下凡て之に同じ)

○順帝至正十二年(恭愍王元年)

正月丙午朔。王率百官賀正于行省。還宮設宴。

二月戊戌。(元使來頒赦)……王出迎于行省。

○順帝至正十三年(恭愍王二年)

二月乙卯。元遣前征東省照磨石抹時用賜王衣酒。

○順帝至正十五年(恭愍王四年)

是歲王遣行省郎中李壽山往會區別新舊籍民……

○順帝至正十六年(恭愍王五年)

五月丁酉。罷征東行中書省理間所。(朝鮮略史には右句の次に、停至正年號。復舊官制……と記せり。高麗史にては停年號の件は六月乙亥となれり。何れが可なりや。)

○順帝至正十九年(恭愍王八年)

七月甲寅。江浙省平章火尼赤、漂風來泊黃州鐵和江。賜米一百石。苧布二十四匹。以行省員外申仁適女妻之。(此例亦高麗人にて行省官となれる者有るを示す)

○順帝至正二十一年(恭愍王十年)

九月癸酉。復置征東省官。(或は王五年の項に關するものならんか)

元の征東行省に就きて

○順帝至正二十三年(恭愍王十二年)

七月甲戌。李家奴來。宴李家奴于行省。云々

○順帝至正二十五年(恭愍王十四年)

三月己巳。元遣使來冊王爲太尉。……王迎于行省仍宴使臣。

以上の記事は元史本紀及び高麗史世家に記さるゝ行省に關係のもの全部を盡したりとは考へざるも、先づ其大半を得たりと信ず。勿論高麗史と同類の東國通鑑、東史綱目等の記事は之を省略に附せしが、これによつて觀るも、元の征東行省が元末に於て尙高麗の地に存續し居りし事を知り得べし。然らば征東行省は元の後半の時代に於て存續されしと云ふは決して誤りに非ずして、又以つて之が高麗に及ぼせし影響の大なるを考ふべきなり。

右述べたる所によりて知らるゝ如く、元の征東行省は其内容組織に於て變化せりとは云へ、大德年間以後は連續して存置されしものと云ふべく、殆んど最後迄征東行省は存せる次第なり。然らば此征東行省の文献に見ゆるは、順帝至正二十五年を以て終りとなすやと云ふに決して然らず。尙其二年後なる至正二十七年に於ても、之に關係の記事を見得べく、然も此時は征東行省より我日本に通交し來れる爲か、此行省の彼國の文献に見ゆずして、獨り我日本の文献資料に見ゆる所に、甚だ興味有り。至正二十七年征東行省の我國に通交し來れる事は、伏敵編卷六、三十五頁及三十六頁

に比較的詳細に記せる事に譲つて特に此に述べず。唯元末其勢力の大に衰微せる時代に於て尙征東行省が高麗に存し、之が東方の國際關係に於て一種の大なる役割を演せし事を、宜しく注意すべしと言ふに止めんとす。要之、元の征東行省は世祖の時より以後元末に及ぶ迄、往々斷絶せりとは云へ、大半は存續して東洋三國の間に、殊に元と高麗との間に、密接なる關係を結びたる事は何人も疑はざる所にして、重大なる史的意義を認むべきなり。

註1、元史卷一〇八諸王表に見ゆ。元史本紀高麗傳、高麗史等にては此事明かならず。

註2、高麗史忠宣王世家による。元史諸王表には王璋の瀋王となりしを延祐六年とするも、今採らず。

註3、高麗史忠宣王世家による。元史高麗傳の記事之と一致せざるも今高麗史に從ふ。

註4、高麗史忠宣王世家による。元史諸王表にては忠宣王が延祐六年瀋王となり、王嵩は泰定三年に瀋王となる如く云へるも、

今高麗史に從へり。尙瀋王に關しては錢大昕十駕齋養新錄卷九、王嵩傳位不足信の中に論せられたり、参考すべし。

註5、高麗史卷一二五、姦臣傳柳淸臣傳參照。

註6、李齊賢の反對は、益齋集拾遺及び東文選卷六十二所載の李齊賢の在大都上中書都堂書に條理を盡して記されしを參照す

べし。又高麗史卷一一〇の傳中に見ゆ。又崔灝の又謝不立行省書が東文選卷六十二に見ゆるも、行省廢立に關する高麗議者の考を知るべきものにて此時の事に關せしものか。高麗史卷一〇八崔誠之傳も併せて參照すべし。

七

以上述ぶる所によつて、元一代に於る征東行省の變遷は略々明かとなれり。而して征東行省は元室の北歸を以て自ら廢絶に歸したるべしとは、何人も推測する所なるべきも、事實は然らずして、至正二十八年順帝が大都燕京を脱走せる後、所謂北元と稱せらるゝ時代に及んでも、尙行省の存在

せるを語るべき記事を見るは甚だ興味ある事なり。之は支那側の史料によつては知るを得ざるも、高麗側の資料によつて疑ふべからざるに似たり。即ち高麗史を始め、東國通鑑、東史綱目等に記さるゝ如く、北元は初めの間高麗と絶ゆず交通したるものにして、其間に征東行省の介在を認め得る次第なり。今高麗史によつて北元と高麗との關係を概観するに左の如し。

○恭愍王十七年（元至正二十八年。明洪武元年）

十一月丙辰。元遣利用監太卿巒子罕來詔。分命諸將以圖恢復。王迎于行省。

○恭愍王十八年（明洪武二年）

三月癸卯。元遣使進王爲右丞相。甲寅遣使如元謝恩。

八月丙戌。北元中書省及太尉丞相奇平章遣使來聘。

十一月辛未。遣元帥將擊東寧府以絕北元。

○恭愍王十九年（明洪武三年）

三月庚寅朔。達靼王哈刺八禿及也先不花遣使來聘。（七月初行洪武年號。）

九月乙巳。元丞相擴廓帖木兒遣使來。

○恭愍王二十二年（明洪武六年）

二月乙亥。北元遣波都帖木兒等來詔曰………

同 乙酉。元使還以苧布附駁。

○辛禡元年(明洪武八年)

正月。北元以恭愍無嗣乃封瀋王嵩孫脫々不花王爲王。

○辛禡二年(明洪武九年)

十月。遣密直副使孫彥如北元。

○辛禡三年(明洪武十年)

二月。北元遣翰林承旨李刺的……以牟尼爲征東行省左丞相高麗國王。……始行北元宣光年號。

三月。遣三司左使李子松如北元謝冊命表曰……

六月。文天式還自北元。「又」謝恩使李子松還自北元。……

八月。遣使如北元。

十一月。遣前開城尹黃淑卿如北元賀節。

十二月。遣順興君王昇如北元賀正。

○辛禡四年(明洪武十一年)

七月。北元使來告其主豆叱仇帖木兒卽位。禡欲托疾不迎。使強之。禡出迎行省。

元の征東行省に就きて

○辛禡五年(明洪武十二年)

正月。時遼東人傳言高麗遣兵助北元。

三月。文天式等使北元。

六月。北元遣僉院甫非告改元天元。

○辛禡六年(明洪武十三年) (六年正月還)

七月。遣永寧君王彬如北元賀郊祀……

二月。北元遣使冊禡爲太尉。

三月。文天式如北元賀節。

七月。北元遣使頒赦。

○辛禡七年(明洪武十四年)

七月。大明疑我從北元。

○辛禡十年(明洪武十七年)

十月。北元遣使來至和寧府。……

○辛禡十四年(明洪武二十一年)

四月乙丑。停洪武年號。令國人復胡服。

六月。復行洪武年號。

以上列舉する所は、即ち高麗と北元との來聘交渉の跡にして、余の觀る所にては辛禡十四年以後其記載を缺ける如きも、とにかく是によつて、其中原を失へる後も尙二十年間元室が高麗との從來の關係を保ち居りし事は、何人も疑ふ餘地なき所なるべし。殊に其北元の年號を用ひ、一時的にせよ明の正朔を奉せざりし如きは甚だ興味有る所にして、又以つて兩者の密接なる關係を知るべきなり。而して此間直接征東行省關係の記事は、順帝北走直後の恭愍王十七年十一月丙辰と、辛禡三年二月及び四年七月との記事に過ぎざるが、明興起後に於て尙舊風を傳へて元置く所の行省を存し、之を中心として兩者の交渉を遂行せしめたる如く解せらるゝは、宜しく注意すべき事にして、辛禡四年以後行省關係の記事の見ゆざるは、北元との關係が次第に薄くなり、北元の勢力の自ら東方に及ばざるに至れる結果と看るべし。然ならば此征東行省は果して何時迄存續したりしやと云ふに、之は明確に指示し得ざるも、右所見の年次以後或時に至つて、恐く高麗の衰亡と共に廢絶に歸せしものにて、前後百餘年間大なる役割を東方國際關係に演せし征東行省も遂に其終りを告ぐるに至りしものならん。

八

以上述る所甚だ粗雑にして意を盡さざるも、これによつて至元十一年征東行省の初めて設立され

てより後百餘年間、元室北走後も尙一時存し、高麗衰亡と共に自ら廢絶するに至りし迄の變遷の概略は略明かなるべしと信ず。今之を要約するに左の如し。

一、征東行省は至元十一年正月の創設にかかり、至元十九年正月に至り一旦廢せられたり。便宜上之を第一期の行省と云ふべし。此時代省治は朝鮮南岸の合浦に在りし如く、専ら日本經略に當りし時代なり。

二、次で至元二十年及び二十二年に兩度設立されしも、何れも大功を收むる事なく直に罷みたり。但し以後高麗王には行省左丞相と云ふ如き官位を其儘に與へ置ける如し。之を第二期の行省と云ふべし。

三、次で大德三年に至つて再び行省は設立されしが、同五年に至り内紛の事よりして元派遣する所の行省官吏を引揚げしめ、以後は行省をして全く高麗王に一任するに至れり。従つてこれより後は當初の如き内容組織のものに非ずして、殆んど行省印のみを預る如き名義的のものとなりし如く解せらる。然し之は高麗王にとりては非常に名譽の事にて以て國人に誇示し得たるもの、對外的には昔日の威力重味無くなれり。されば此時代に及んでは其省治は高麗王京に在りし如く、純然たる高麗の官衙となりしなり。後度々廢止論出しも尙續きて元末迄及べる如し。之を第三期の行省と云ふべし。

四、元室北走後、恭愍王後半及び辛禡の時代にも、征東行省は尙存したる如く、最後に高麗の衰亡と共に廢絶に歸せり。之を第四期の行省と云ふべし。（完）（昭和四、一〇、三〇）

元の征東行省に就きて